

会 議 録

1 会議名

平成26年度 第12回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 南寿園の廃止について(諮問) (公開)
- (2) こどもの家の廃止について(諮問) (公開)
- (3) 高田公園相撲場の廃止について(諮問) (公開)
- (4) 高田区地域協議会第3回懇談会の検証について(公開)
- (5) 地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルールについて(公開)
- (6) 平成26年度地域活動支援事業の変更について(公開)

3 開催日時

平成27年1月9日(金) 午後6時30分から午後8時31分まで

4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者(傍聴人を除く)氏名(敬称略)

- ・ 委 員：井上紀子、浦壁澄子、大塚美枝子、小川善司、北川 拓、柴田幸男、
杉本敏宏、高野恒男、高野 誠、田中昭平、西山要耕、野本韶一、
宮崎 陽、山田 昇、吉田昌和
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 橋本センター長、森田係長、敷波主任
高齢者支援課 八木課長、佐藤係長
こども課 笠原課長、佐々木係長、黒津主任
体育課 國元課長、平原係長

8 発言の内容

【森田係長】

皆様、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

今日はお足元の悪い中、ありがとうございます。それでは定刻になりましたので、本日の出席人員の確認を行わせていただきます。本日の出席人員は今のところ12名です。欠席の御連絡をいただいておりますのが、河村委員、栗田委員、小嶋委員、松矢委員の4名の皆様です。遅れて御出席いただくということで御連絡をいただいておりますのが、大塚委員、北川委員、田中委員の3名の皆様です。

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立することを報告します。同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなります。西山会長、よろしくお願いいたします。

【西山会長】

はい。会議が成立するという事ですので、平成26年度の第12回の高田区地域協議会を開催させていただきます。

先ずは、開会に先立ちまして、皆様、新年明けましておめでとうございます。

一応、一年の初めということで、一言だけ御挨拶をさせていただきます。

昨年、本当にいろんな議案等で、皆様には慎重審議していただきまして、本当にありがとうございました。私もまたこの一年、一生懸命考えながら進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

始めに、本日の議事録の確認ですが、私とそれから、申し訳ありませんが柴田委員、議事録の確認のほうお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2「議題等の確認について」事務局からお願いいたします。

【橋本センター長】

— 資料・議題の確認 —

【西山会長】

はい。事務局のほうから説明がございましたが、次第について何か質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それでは、本日、只今説明がありましたとおり、諮問等を含めまして大変多くの

案件を御協議いただかなければいけません。一応、2時間半を想定しております。皆様の御理解と御協力をいただきまして、議論するところは議論をして、スムーズに進めさせていただきたいと思っております。

なお、第4回目の懇談会の打ち合わせのほうも終了後、行う予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事のほうに入らせていただきたいと思います。

それでは、次第の3番、議題のほうに入ります。

議題の(1)「諮問事項第24号 南寿園の廃止について」と、議題の(2)「こどもの家の廃止について」は施設が関連しているため、併せて説明、質疑を行った後に、諮問案件ごとに採決を行わさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

それでは、こども課と高齢者支援課から説明を15分程度でよろしくお願いいたします。

【こども課 笠原課長】

— 資料に基づき説明 —

【高齢者支援課 八木課長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、ありがとうございます。只今、こども課と高齢者支援課の皆さんのほうから御説明をいただきました。これから、只今の説明に係る審議を、質疑を行います。この件につきましては、先ほどもお話がありましたとおり、12月1日に事前に説明に来ていただいております。本日は時間の関係もありますが、先ず25分質疑の時間を取らせていただきたいと思います。質問や御意見につきましては、簡潔にお願いしたいと思っております。

それでは、こどもの家、南寿園、両方とも合わせまして、質疑をいただきたいと思います。御質問、御意見等ある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。

はい、高野委員。

【高野 誠委員】

北城1丁目に住んでおります高野と申しますけども、今回、こどもの家というこ

とで、北城町は1丁目から4丁目がこれを引き受けるという形になっているんですけども。それに合わせて、市のほうから法人化に伴い、いろいろ御指導というか、例えば、町内会規則を定義するとか、そういうことが行われたわけですけども、もし、各町内会や町内会の独自性というものがあって、もし、その規約に関して変えるというような場合、それは独自の形で会則を変えていいものかどうかを質問いたします。

それからもう一つ、例えば、北城1丁目が、もう、こどもの家の財産はいらないというようになった場合の手続きに関して、どのような形でやれば良いかちょっと教えていただきたいと思います。

【西山会長】

はい、お願いいたします。

【こども課 黒津主任】

こども課の黒津です。法人化につきましては、規約のほうはある程度決まりきった項目みたいなものがございまして、こちらのほう共生まちづくり課のほうでお示しして、お作りいただいたこととなりますけれども、それぞれ町内会では、やはり町内会の昔からのやり方というものがございまして、そういったところについては、是非そういった今までのものを活かしていただきたいということで、内規ですとか、運用ですとか、そういったものも合わせて整理していただきまして、今後の運用をしていくということで、共生まちづくり課のほうでお話させていただいております。

【高野 誠委員】

今後、規約に関しては、市のほうに別に許可を得る必要はないということでしょうか。

例えば、1年後にここの部分こういうふうに変えたとか、変えたいとかそういうふうになった場合。

【こども課 黒津主任】

そうですね、法人化のきまりの中で、例えば、その代表者の方が変わるですとか、法人化の事務所、住所が変わるですとか、その内容によりまして、報告ですとか手続きが必要なこともございますので、そういった照会のほうはまたその都度、御相

談いて、手続きをしていただく部分もあるかと思います。

【高野 誠委員】

あと、先ほど、後のほうで述べた、例えば、1丁目がもうそれは他の町内さんにお任せするというようになった場合、それはもう、内々の法人から外れるというような形の処理でよろしいでしょうか。

【西山会長】

はい。

【こども課 笠原課長】

はい。まず、登記を先ず4町内でしていただくこととなりますので、先ず登記上の手続きってというのが必ず生じてこようかと思っています。

それから、いわゆるその土地を持たないとか、建物を持たないということに伴いまして、法人化をやめようというようなことになりましては、やはりその法人化をやめるとなると、もう一度共生まちづくり課と協議していただいてですね、法人化を今度やめるということの手続きをしていただくというふうになるかと思っています。

私、専門でないのであれですけども、もし必要であれば、また共生まちづくり課に聞いてですね、指導を受けたいと思いますが、ありがとうございます。

【高齢者支援課 八木課長】

では、私のほうで補足をさせていただきます。

そもそも、認可地縁団体の制度は、平成2年に地方自治法の改正によってできたもので、都市部ですね、不動産をお持ちになっている町内が、今までどうしても個人名義で登記をせざるを得なかった。それから、相続が発生した場合に、相続された方が「いや、自分の財産だ。」「いやいや、これは町内の財産なんだ。」そういうのを解消するために法人格を有して登記ができるようになりました。

従いまして、北城1丁目の町内会の皆さんがもし、こどもの家の権利をもういらぬよということになれば、その分の放棄をいただいて、残りの3町内でまた3分の1ずつの共有名義にするとか、そういう手続きが多分必要になってくるであろうというふうに思いますので、そういったときはまたその登記上の手続きをしていただくということになるかというふうに思います。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

はい、他、御意見御質問等ございますでしょうか。

浦壁委員、野本副会長の順でまいります。浦壁委員。

【浦壁委員】

南寿園のことにつきまして、ちょっと教えていただきたいんですが、南城二丁目の町内会のほうに譲渡されて、そうしたときに、この例えば休館日は無休ですし、使用料は無料になっているわけですね。そうした場合、こういった点も細かい点についても、町内会と既に合意というか、承諾、手続的なものはもう済んでいるんでしょうか。なぜかといいますと、結構、これすごく利用者が意外と多いですよ。町内にも、私もびっくりこの人数見て。すごい、もう3,000人近くの人が、延べ人数ですけど、利用されてるの。こういうふうな状態の中で今度町内が、これを南城2丁目がこれを引き継いだときに、すごく町内としてね、手間が、休館日は無休で、使用料なしで、こういうふうな状態で、果たしてこの町内会が人員をそこに充てて、これを管理していけるのかどうか、そういうこともみんな了解済なんですか。

【高齢者支援課 八木課長】

はい、お答えいたします。先般12月1日に配布をいたしました、資料No.2を御覧いただいておりますでしょうか。2の「南寿園の廃止について(案)」のマルの二つ目を御覧いただきたいと思います。

「老人憩の家」の機能としては、譲渡後も継続することで南城町二丁目町内会から了解を得ています。ただし、南城町二丁目町内会以外の団体が使用する際の使用料については、光熱水費等の実費相当額を南城町内会が徴収することとしております。ということで、町内会以外の方がお使いになる場合については、実費相当をいただく。それは今、町内会以外の方がお使いになっている方々にもお話をし、いくらかというのは具体的にまだお聞きをしていませんけども、了承をいただいております。また、無休というふうな形になっておりますけれども、あくまでもこれは条例上の形でございます。年末年始ですとか、そういった今まで利用されている方々の利用形態と変わらないというふうに思っていますので、今までの利用形態を引継ぐと。365日無休でやっているというわけではございませんので、そちらも合わ

せて御理解いただければと思います。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【浦壁委員】

それから、すいません、もう一点。

【西山会長】

はい。

【浦壁委員】

土地は無償貸し付けとし、有償譲渡について検討するというふうになって、これ結構20年も経って、20年近く、平成8年ですから、19年も経っているわけですが。年数は経っていますが、すごくまだそのわりには建物の20年というのは、それほど老朽化とかいろんところで、傷み的なものは私もちょっと実際、実態見てないので分からないんですが、それほどあれはないと思うんですね。そこへきて、有償譲渡についてというのはどの程度検討するのか、和室が32畳であれですね、すごく、和室8畳二つあって、それで調理室もある。すごくいいと思うんですけど、これをどういうふうな、どの程度の範囲で想定された有償譲渡か、ちょっと教えていただきたいんですけども。

【高齢者支援課 八木課長】

はい。あくまでも建物については無償譲渡でございます、建物は。今、委員おっしゃっている部分は、土地のことなんですね。私ども、土地は当面无償貸し付けでいくんですけども、将来的にはその南城二丁目町内会さんが土地を取得する余力ができたあかつきには、買取をお願いしたいということで協議をしていくということでございます、あくまでも建物は無償で譲渡をいたします。以上です。

【西山会長】

はい、よろしいでしょうか。

【浦壁委員】

はい、分かりました。

【西山会長】

野本副会長。

【野本副会長】

はい。こどもの家のことにつきまして、2点お伺いたします。

一つは、南寿園の場合は、現在の南寿園の機能、役割を10年間続ける。先回の、今回もそうですけども、説明資料に明記されておりますが、こどもの家については、私が見たところ確約年数がないというふうに受け取れるんですが、その点はどうなってるのかということが一点。

もう一点は、今ほども高野委員から御質問があったんですが、北城1丁目から4丁目っていう四つのそれぞれ独立した町内会が共有名義として譲渡を受けると。その譲渡を受ける前提としては、共有名義で登記すると。ですから、法人格取得の申請を共有名義で。そして、その結果として、譲渡した結果も共有名義でというようなことですね、そうすると、独立した四つの町内会の代表者の連名という形になるのか、それとも、組合方式的な、新たな方式で行うのか、いろいろ懸念される状況を私はその思い描くわけです。

北城1丁目から4丁目っていうのは極めて広範囲になりますし、独立した4町内のそれぞれ町内会が連名、共有という形で、市が、市の施設として子どもの遊び場の確保、健全な育成という観点から進めてきて、それを継続するという前提で、公の施設としては廃止すると。そして、任意団体の町内会に譲渡するという辺りのところで、北城4町内の形態は極めて異例だというふうに私は見るんですが、その当たりはどのように、もう少し詳しく説明をお聞きしたいんですけど。

【西山会長】

はい、お願いします。

【こども課 笠原課長】

それではまず、北城町内会の関係ですけども、北城だけじゃなくて、例えば鴨島ですかね、実は複数の町内会がということになっております。それは法人化というのは、各町内ごとに法人化になります。

はい。それで、登記するときにいわゆるその共有というか、何分のいくつずつとかというのは登記のやり方になってくると思いますので、ですので、全部こう一つになってということじゃなくて、その複数のこの名義が、登記として付くという形になるものですので、それぞれの独立性は担保されているということになります。

例えば先ほど言いましたように、例えば、抜けるときには、ではその抜けた部分のその割合を後、残ったところでまた、その割合を共有するという形になりますので、独立性は担保されているということになるものであります。

それから、一つ目の質問の、こどもの家の遊び場の機能の話でございますけれども、これは12月1日の説明のときにもお話申し上げたんですが、当初、このこどもの家というのは、利用勝手からいきますと町内会館的にお使いになってるということですので、各町内会で町内会館としてお使いいただいたらどうかということで、市のほうで投げ掛けさせていただきました。

そのときに、複数の町内会から、いや、せっかく子どもの遊び場があるわけだから、そんな遊びの機能については、是非、やはり市のほうで維持してもらいたいという話が出てきて、じゃその維持の在り方について、今後どのようにしていこうかということで、各町内会の代表の方に来ていただきまして、町内と、要するに地元の方と協働でどういうふうにその子どもの遊び場の機能を維持していこうかということで、話し合った結果が今あるわけなんですよね。

そのどういうことかということ、町内会館として譲渡を受けるけども、市は今までどおりその管理員を配置して、子どもの遊び場の機能というものは、当分の間、当分の間というお話の中でやらせてもらいますというふうに話ししてあります。

当分の間というのはいつなのかということですが、これは、実はその、子どもの遊び場の機能というものにつきましては、今の合併前の上越市の中では37こどもの家がありますけれども、例えば13区とかそういうところにはありません。で、そういうのを持ってない町内もあります。

もう一つは、こどもの家の機能という、その遊び場の機能というのは、一つはその就学児童の放課後児童クラブという機能とも実は重複している部分があるんですね。そういうことがありますので、いわゆるこう放課後児童クラブ、要するに放課後の子どもたち、夏休みの子どものたちの過ごし方というところを、今、教育委員会の中で今後どうするかというのを整理してございます。その中で、全市的にそういう体制をどう作ろうかという中で、このこどもの家の、今、市がやっています機能も今後どういうふうにしていくかということで、だんだん淘汰されていく、整理されていくというふうに考えています。そういうことも御説明した中で、そういった意

味での当分の間、3年とか、10年とかというお約束ではなくて、ただ、来年、再来年やめますという話ではないですけども、そういう整理をさせていただきます。そのときには、じゃ勝手にこうしますではなくて、また御町内の方にきちっと、こういうことで考えていますと御相談させていただきますというお約束の下で、今、このこどもの家の機能を、そういう形で当分の間、町内さんと一緒にこういう、お互いこう共有しながらといいますかね、町内は無償で場所を提供する。市はこれまでどおり管理員を配置して必要な時間ちゃんとこの遊び場の機能を持ちましょうということのお約束で、今スタートするということでございます。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

はい、他ございますでしょうか。

時間が10分を切っておりますので、それでは山田委員、杉本委員の順番でまいります。山田委員。

【山田委員】

はい、一つはね。管理員を置くということになるのですが、この前の説明のときは、町内会から推薦を受けた人をそこに充てると。こういう考え方になっていましたね。そうすると、その本人と委託するのは、市が本人に委託するわけですか。こういう業務内容だと。推薦を受けますね、受けてその人と市がその委託契約を結ぶと、こういうことなんですか。それ一点目。

これとあまり直接関係ないんですけど、鴨島のね、こどもの家はこの37の内に入っていないんですか。

【こども課 笠原課長】

入っています。

【山田委員】

入っているんですか。

【こども課 笠原課長】

はい。

【山田委員】

ということは、現在、鴨島もこどもの家になってますよね。看板はどうするんで

すか。はい、それが二つ目ですね。

【西山会長】

ちょっと、鴨島で別件ですので、はい。

【山田委員】

はい。その2件。後のほうは時間がなかったら削ります。

【西山会長】

はい。お願いします。

【こども課 笠原課長】

先ず、最初に言いました管理員につきましては、これはこどもの家を設置したときからずっとそういうことなんですけれども、要するに、御町内の方がこどもの家の設置するときに、町内の方がお子さんの管理をきちんとしてください。ただ、その管理に当たっては、市のほうでその推薦いただいた方と委託をして、こういう形で管理をお願いしますということになりますということですので、ずっと建設当初から町内から管理員を推薦いただく。その方と、市がその方に対して管理を委託をするという形でやっております。

それから、鴨島の件なんですけれども、看板と言いますかね、看板は付けておいても構わない、ただ、町内会館というふうになりますので、「こどもの家」という看板を下ろすということには別にこだわってないんですけども、「こどもの家」とありますから、こどもの家の看板を掛けておいていただいても全然構いません。ただ、町内会館の位置付けになります。

【山田委員】

ここには入ってないんですけども。

【こども課 笠原課長】

この家は高田区ではないんです。

【山田委員】

ああ、それは失礼いたしました。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

杉本委員。

【杉本委員】

二つちょっとお聞きしたいんです。一つは、先程のその北城4町の話で、なんですかね、一つの町内が抜けるよといったときに、そう簡単ではないんじゃないのかなというふうに実は思ったんですよね。というのは、共有でしょ。ということは、例えば北城一丁目が抜けるということは、4分の1の権利を放棄するのかどうかという問題が出てきますよね。抜けるけれども権利は放棄しないよ、ということだってありじゃないのかな。

そうした場合に、非常に複雑な問題が出てくるんだけど、将来的にどうするのかなというのが、心配事としてはね、多分抜けることはないだろうと思うんだけど、一番いい方法といえば変だけれども、としては、四つの町内が全部いったん全部ご破算にして、一つ抜けたと。残りの三つでもってそれを買って、四つで分配して、4分の1ずつの、土地があれば土地の価格というのは当然あるし、建物も残存価格があるので、そういう清算処理をして、再度、三つで持って割るというふうなことになるのかなというふうに思うのだけれど、ちょっと考え過ぎかな。でも、それ一つ。

それからもう一つは、私のところも町内会が法人化していろいろと、今、実は苦勞をしたんです。何がいちばん苦勞したかということ、会員というものの扱いが、今までの扱いと全然違ってくるんですよね。大体今までの地縁団体の会員というのは、世帯単位でもって入っていると思うのですが、法人化すると、世帯単位では駄目なんですよね。全部個人でしょ。私のところは80軒ほどしかないんだけど、今まで法人化する前は80軒、会員数は80で済んだんです。だけど、今はそうじゃなくて、200位あります。個人だから。で、それで、そうするとね、総会の議決要件とか、成立要件とか、議決要件とかががらっと変わってくるんだけど、また町内会費もね、徴収、今、みんな世帯単位で町内会費を集めているもんだから…

【西山会長】

すいません、杉本委員。今の法人化の話は廃止の話と少しちょっと若干離れていると思いますので、廃止の件で諮問しておりますので、よろしく願いいたします。それと予定の時間となっておりますので、よろしく願いします。

【杉本委員】

うん、ちょっと離れているけれど、その辺のところを、その該当する町内会の方も理解して、法人化して引き受けておられるのかどうかね。その辺のところをうっかりしてと言っては変なんだけど、ちょっと抜けてて、受けるほうの話だけが先行してね、そっちのほうに抜けていると、後でもって大変になると思うんだけど、その辺の手当てもきちっとしていただかないといけないかなと思いますよ。二つです。

【西山会長】

はい。

【こども課 笠原課長】

ちょっと、前段のほうで説明ちょっと私、専門外で、ちょっと詳しい八木課長のほうから説明いたします。

後段のほう、この法人化の問題というのはおっしゃるとおりですね。非常に法人になると規約も含めて、その後の運用も含めて結構こう文章も含めてですね、きちっとこう担保を捉えながらやるような形になって、やり方も変わってくるんですね。その辺のことは、実はこの譲渡に伴いまして、かなりこう共生の担当の入った中で、こういうふうになります。こういうふうになります。それから、規約を作るに当たっても、今、おっしゃったような問題とか、約款、こういうことしなきゃいけない、ああいうことしなきゃいけないんだということがあれば、いろいろこうある。で、その中の一つ一つ、こう議論したり、説明しながら、御理解を得ながらようやく今ここにきているということですので、決して、こう先に譲渡お願いしますということで、譲渡のときには必ず法人化になるんですよ。法人化になるにはこういうふうになるんですよということもみんな御説明をさせていただきながら、同時並行で進めてきています。それがあって、今ようやくその譲渡できる法人化にそれぞれ、全町内が目を持っているということになっていると理解しています。そこは丁寧にやっていきたいと思っておりますので。

【高齢者支援課 八木課長】

前段の御質問ですけれども、当初、高野委員のほうから仮にというお話で、私も仮にそうなった場合の前提でお話をしました。当然、議会の議決を経て、譲渡をするわけですから、当然持ち分の権利というのは当然承継されますし、先ほど、笠原課

長が説明しましたように、こどもの家のその機能のその期間については、今後修練されていくというふうなこともありますことから、そういった部分の中で、各町内あるいはまた必要に応じて市が関わりながら、仮にそうした場合については、きちんと協議をしていく必要があるんじゃないかというふうに認識しております。以上です。

【西山会長】

はい、ありがとうございました。

杉本委員、よろしいでしょうか。

【杉本委員】

はい、いいですよ。

【西山会長】

質疑の時間が終了の時間になりました。あと、どうしても聞かなければいけないということがありましたら、挙手をいただきたいと思いますし、よろしければ採決のほうに進ませていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

はい。それでは、今回、諮問が24号の「南寿園」、25号の「きたしろのこどもの家」、そして26号「さかえまちこどもの家」等々、分かれております。

諮問のほうの採決のほうは、質疑は一緒にさせていただきましたが、諮問ごとになっておりますので、一つずつ諮問のほうの採決に進まさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、また、その後、付帯意見等が、あるいは不適當にした理由等につきましては、全ての案件の、こちらのほうの六つの案件の採決が終了した後に、皆さんのほうにお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、諮問事項の第24号「南寿園の廃止について」適當と認めるか、について採決を行います。

適當と認められる方は、挙手をお願いいたします。

(13名挙手)

はい。反対の方、挙手をお願いいたします。

(1名)

はい。それでは24号の「南寿園の廃止について」は、適当と返答させていただきます。

続きまして、25号「きたしろこどもの家の廃止について」、適当と認められる方、挙手をお願いいたします。

(12名挙手)

はい。反対と思われる方。

(2名挙手)

はい。それでは、適当と認めるで返答させていただきます。

続きまして、諮問の第26号「さかえまちこどもの家の廃止について」、適当と認める方、挙手をお願いいたします。

(13名挙手)

はい。反対と思われる方。

(1名挙手)

はい。それでは、適当と認めるで返答をさせていただきます。

続きまして、第27号「しんまちこどもの家の廃止について」、適当と思われる方、挙手をお願いいたします。

(13名挙手)

はい。反対と思われる方。

(1名挙手)

はい。それではこちらのほう、適当と認めるということで返答させていただきます。

続きまして、第28号「みなみしろこどもの家の廃止について」、こちらのほう適当と認められる方、挙手をお願いいたします。

(13名挙手)

はい。反対の方。

(1名挙手)

はい。こちらの28号、適当と認めるで返答をさせていただきます。

続きまして、最後に、第29号「てらまちこどもの家の廃止について」、こちらのほう適当と認められる方、挙手をお願いいたします。

(13名挙手)

はい。反対の方。

(2名挙手)

はい。第29号こちらのほう適当と認めるで返答させていただきます。

只今、24号から29号までの採決を取らせていただきまして、それぞれの案件全て適当と認めるということで返答いただきました。返答のほうはこちらでさせていただきますが、この後、付帯意見を付ける必要がある場合はお聞きしたいと思います。

先ず、付帯意見がある方は挙手をして、御発言をしていただきたいと思います。その際に、全部のこどもの家に関しての共通した付帯意見か、それとも例えば、きたしろ、さかえまち、個々の家に対しての付帯意見かということをお最初に述べていただきまして、付帯意見について御説明をいただきたいと思います。

それでは、南寿園を含めまして、第24号から第29号までの案件、付帯意見がある方、挙手の上、お願いいたします。

はい、山田委員。

【山田委員】

ちょっと適当かどうか、はっきりしないんですけども。こどもの家の関連について、その管理員は市がこう決めるわけね。僕はその方について、やっぱり雇用契約をね、結ぶとか、そういうふうにして何か人事問題だから、しっかりしておかないと、複雑になるんじゃないか、もしものことが、有事のときにね。そんな気がするんだけど。それは、意見書でいうふうに価値があるかないかはちょっと判断つかないんだけど、ちょっとこここのところ、ちょっとぼやけてるような気がするんだよね。

【西山会長】

今の点、申し訳ありません。御意見は、市が直接その個人の方と雇用契約を結んでほしいということですよ。

【山田委員】

そう、はい。

【西山会長】

先ほどの説明で、市が直接結ばれるということではないんですよ。

【こども課 笠原課長】

委託ですね。その方に業務を委託している状態です。

【西山会長】

直接ではないと。

【こども課 笠原課長】

直接ではなく、要するに雇用という関係ではありません。業務をその方に委託しているということです。

【西山会長】

はい。今の意見に山田委員のほうから出されました意見。山田委員、これは全てのこどもの家に関してということによろしいですか。

【山田委員】

はい。

【西山会長】

この今、意見いただきましたが、この件について御意見ございますでしょうか。

それでは、今、山田委員のほうから御発言がありました意見のほうを付帯意見として…。

【杉本委員】

ちょっと待って。

【西山会長】

はい。

【杉本委員】

それはね、全然、形態が違うわけだから、委託契約をするわけですよ。だから雇用契約じゃない。雇用契約でなくて委託契約なんだから、そこでまた雇用契約というのはあり得ない話。二重の契約になっちゃうでしょ。それはあり得ない話ですよ。委託契約してあれば雇用契約はいらないし。雇用契約を結べば、委託契約はできないし。二者択一ですよ、それは。

【西山会長】

分かりました。

【杉本委員】

だから、決を採るとかどうのとかいう問題ではなくて、基本的なこの契約の在り方の問題だから。

【西山会長】

山田委員。

【山田委員】

中身はそうなんだろうけれども、そのどこ何かしっかり僕抑える必要があるんじゃないかというふうを感じるわけ。

【西山会長】

はい、野本副会長。

【野本副会長】

その今、杉本委員が指摘した委託契約、雇用契約。雇用というのは、いわゆる雇うわけですね。委託というのは独立した事業者なりに、事業を委託するということだと解釈するのですが、市の、その説明をきちんとしてください。そうしないと、付帯意見になるかならないか、はい。

【こども課 笠原課長】

はい、ありがとうございます。委託契約ということにしてございます。

今、お話、心配されているのは、雇用を結んで、その身分の問題だとかということでないかなというふうに思っております。実はその委託契約といいますのは、この業務をその方をお願いするということでありまして、雇用というのは、要するに雇用する側と雇用される側のその契約を結んでということですけども、雇用するとこの市の職員としての身分を有するということになります。これは実は、このこどもの家が始まる時に、まずは、町内の方がボランティアでそのことを看ませんかということから始まっています。要するに、地域の子どもを地域で看るということで始まっているそうなんですけれども、で、そのときに、いや、そうは言わなくても、ここはやっぱり市のほうできちっとお金を出してもらえないかということですので、あくまでも御町内の方が、ある意味、任意で管理する方を探していただいて、その方と、じゃ頼むねということで、そのときに市が、こういうことをお願いしますということの関係を委託というか、その形が委託という形で結びましょうというルールできたわけでありまして。

例えば、社会保険とかという、雇用を結ぶというのがありますけれども、管理員さんの今の勤務の時間は、社会保険とかに入れる勤務時間ではないんですね。ですので、例えば市と雇用契約を結んだとしても、社会保険なりに入るというわけにはならないんです。あともう一つ、その賃金の単価ということになりますけれども、実はこの賃金単価というのは市の職員として、例えば臨時職員、非常勤職員を雇ったときの賃金単価を基に、その委託をする時間の、要するに、委託料を決めているといたしますか、ですので、市の職員として雇用契約を結んだときと、今の委託契約を結んだときとは、そのお支払いするお金には差がないということになります。

それから、もう一つ、そのけがなり何なりしたときのことになりますけれども、こちらにつきましては、今、勤務をいただいている、委託して勤めていただいている時間につきましては、市のほうでその方とこちらのほうも含めて保険に入っているわけですね。ですので、何かその方が事故に遭ったり、けがをしたりしたときには、市のほうで、その保険からその方に対してきちっとお手当するということになっておりますので、そういった意味では、その市の職員と雇用契約を結んだということと、遜色ないだけの手当てをしながら委託契約を結んでいるということでございます。

それからもう一つ、その方が、例えば今の時間、3時から5時までということをお願いをしていますが、市の職員だとそれ以外の時間に今度、勤務ができないんですね。要するに、公務員として、他のもう一つの職業を持つてはいけません。アルバイトをしてはいけません。ただ、その方は、午前中スーパーで働きながら、午後からそのところで看ますよということもできるようになっておりますので、そういう、その方のライフスタイルということも考えながら、各町内とこういう取り決めでやってきておりますので、そういった意味では何と言いますか、その方が特にお困りになるということがないような委託契約という中身になっておりますので、その御懸念の点につきましては、心配はないというふうに私どもは考えております。

【西山会長】

山田委員、今説明いただきましたが、いかがでしたか。皆さんの説明を聞いて、いかがですか。

皆さんのほうでも、今御説明いただいて、今、お話、山田委員からの御意見もあ

りましたが、これについて、御意見ありましたらいただければと思いますが。

はい、杉本委員。

【杉本委員】

さっきの続きですがね、人に仕事をしてもらうときの契約の形態というのはいろいろありますよね。今、言われたような雇用契約というようなことを言われたけれど、雇用契約も一つですよ。それから、委託契約というのもそうですね。委託して仕事をしてもらうわけ。それから、請負という契約の仕方もあるんですよ。仕事全部請け負ってもらってやってもらう。これ、同じ仕事をしてもらうんだけど、仕事をしてもらう形態がいろいろな違いがあるだけであって、それを、じゃ請負契約にして労働契約も結ぶなんてのは、一つの仕事に対して二つの契約をするという、そういう二重契約なんてのはあり得ない話で。だから、どれかの契約の形態を取るというだけの話です。

それから、いくつも契約形態はあるんだけど、今回の場合は委託契約という形態でやりますというのが今の説明でしょ。それを無理やり労働契約にする必要というのはないと思うし、今、言われたように今までやってきた契約の仕方、すんなりいくのではないのかなと思う。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。山田委員は、公務員というか、そちらのほうでという意見も出ましたが、他の皆さんは、今の杉本委員のお話がありました。

浦壁委員。

【浦壁委員】

はい。一応、私、労働契約とか、そっちのほう専門でやっておりますから、そこからちょっと、はっきり大体分かる範囲で説明したいと思いますが、やはり今の場合には労働契約…

【西山会長】

あの、時間が相当過ぎておりますので、答えだけいただければありがたいと思います。

【浦壁委員】

はい、そうですね。やっぱり、今の場合、こどもの家を廃止することについて

の大きな観点は、結局、町内に全部委託ね。丸ごと委託、だけど、町内で管理員さんのお給料まで、賃金まで出すのは大変だから、その金銭的な部分だけ市は持ちますということで、責任とか、契約とか、そういう問題には発生しないと思います。やはり、これは委託契約で丸ごと町内にもう、町内が委託するというふうな委託契約に該当すると思います。

【西山会長】

はい、ありがとうございました。

山田委員、いかがでしょうか。皆さん、今、説明とかいただいたんですけれども。

【山田委員】

ちょっと余分なことですけどね、余分な心配しているのは。というのは、町内から推薦して、その人を行政が認めるわけだよ。そうなので。ただ、それを一番心配しているのは、やっぱり人脈で適、不適ということで、ころころ変わる可能性も出てくるわけね、対象者が。

また、あの人だけ、特定の人だけがこの業務に就いているということが話題になるわけだ。だから、そういうことを考えたら、できるだけ厳格にね、公正に誰が見てもね、「ああ、こうだ。」というふうな形にして。こういうのがずっと継続するわけですから。

ただ、僕が一番心配したのはね、あるところの公園の中のプールの当番もあれ委託されているんですけども、これ固定されてるとね、あんまり面白くないと言う人がいたわけさ。それは町内から推薦だとかこういうふうになっていたわけさね。こういうふうなことがあったから、ちょっとこれは、この出発のときにある程度ね、明確にできるのだったら知っておいたらどうかなというふうなことで、思いついたことです。

【西山会長】

はい、ありがとうございました。御意見いただきましたが、付帯意見を。よろしいでしょうか。付けさせていただくか、今の件、付けさせていただくか、皆さんのほうで御意見をいただきました。申し訳ございません。採決のほう、こちら付けるか、付けないか採らせていただいでよろしいでしょうか。

(よしの声あり)

はい、今、山田委員のほうから御意見いただきましたが、こちらの意見のほう、付帯意見として、全ての25号から29号まで、全ての五つの案件に付帯意見として付けたほうが良いと思われる方、挙手をお願いいたします。

(1名挙手)

それでは、この件につきましては、今、賛成者が1名ということで、付けないということで決定させていただきます。

他ございますでしょうか。

よろしければ、付帯意見は付けないで返答させていただくことでよろしいでしょうか。

(よしの声あり)

ありがとうございました。

それでは、「南寿園の廃止について」、並びに「こどもの家の廃止について」の諮問のほう、第24号から第29号までの案件のほうを終了させていただきます。こども課の皆様、それから他の皆様、本当にどうもありがとうございました。

— 高齢者支援課・こども課 退席 —

それでは、続きまして、次第の3番、議題の(3)諮問事項の30号「高田公園相撲場の廃止について」に入らせていただきます。こちらのほうも12月1日のほうに、事前にお越しになられて御説明のほうをしていただいております。できましたら、体育課のほうから5分程度で御説明のほうをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【体育課 國元課長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、体育課の皆様、ありがとうございました。

只今の説明に対する質疑に入ります。この案件につきましても、12月1日に事前に説明に来ていただき、質疑を行っておりますので、15分の時間で進めさせていただきます。

それでは、御質問、御意見のある方、挙手の上、御発言をお願いいたします。

はい、北川委員。

【北川委員】

取壊しとその伐採について、いつ頃やるのか。

で、盛土されていると思うんですけども、それを削って平らにしてしまうという事なんでしょうか。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

お答えいたします。そこら辺のいろんな整備のほうも進んでいるわけなんですけれども、都市整備課と今のところ、時期の調整をしておりますが、大体27年の8月頃に、伐採及び取壊しというふうなことで進めていく予定だということでお聞きしています。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【北川委員】

伐採と同時？

【体育課 國元課長】

はい。

【西山会長】

北川委員、よろしいでしょうか。

【北川委員】

はい。

【西山会長】

はい。他ございますでしょうか。

はい、高野委員。

【高野 誠委員】

前回、桜のことで質問をしたのですが、私を見た感じでは、老木と若い木がね、結構混在しているような感じだったんで、もう一回そこら辺のところを確認した上で処理していただきたい。

もし、活用できるものであれば、そのことに関してもいろんな桜の、いろんな会

だとかもありますし、また、場合によっては、新幹線の新しい駅に活用するというのも一つの案なので。そこら辺をもう一回確認をした上でお願いしたいと思います。

【西山会長】

はい、御意見でよろしいでしょうか。

はい。他、御質問・御意見等。

はい。柴田委員。

【柴田委員】

代替えとなる県立武道館の話が出てますけど、これ具体的なあれは決まったのでしょうか。その辺のところを。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

先般、12月25日でしたが、県のほうで、県立武道館の今年度の事業計画で行ってきました基本計画というのが発表されました。それによりますと、その前までは、上越市ということで話が出ていたんですが、これも検討会議というその会議の答申ということで上越市が望ましいということでしたが、今度は正式に県のほうで、上越市の総合運動公園の敷地のところに建設すると、先ずそれが決まりました。

それから、建設時期につきましては、平成31年を目途とする、目指すというふうなことになりますので、西暦で言いますと2019年になりますでしょうか。県知事のほうも2020年の冬季オリンピックの事前合宿を招致できるタイミングを逃さず、この時期までには竣工させたいというふうに、県議会等に動いております。

【西山会長】

はい。よろしいでしょうか。

他ございますでしょうか。

なければ少し早いのですが、諮問事項の第30号「高田公園相撲上の廃止について」採決を採らさせていただいてよろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それでは、諮問第30号について採決を採らさせていただきます。諮問の内容に

ついて適当と認められる方、挙手をお願いいたします。

(13名挙手)

はい。反対と思われる方。

(1名挙手)

はい、ありがとうございました。

それでは、賛成13、反対1票ということで、適当と認めるで答申をさせていただきたいと思います。

また、こちらの答申について、付帯意見のほうを付けたほうがよいかお聞きしたいと思います。

付帯意見等を付けたほうが良い方、挙手の上、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

はい。それでは、30号のこちらの案件につきましては、適当と認めるということで、付帯意見なしで御返答のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、体育課の皆様どうもありがとうございました。

以上をもちまして次第の3議題の(3)諮問第30号「高田公園相撲場の廃止」について」を終了させていただきます。お疲れ様でございました。

— 体育課 退席 —

それでは、引き続きまして、議題の(4)「高田区地域協議会 第3回懇談会の検証について」に入らせていただきたいと思います。

前回の協議会では、第3回懇談会でいただきました御意見や課題の検討として、三つのグループに分かれて、皆さんに高田地区協議会として取り組むべき課題について意見交換をしていただきました。各グループの発表者の方が全体会で発表されました内容につきましては、今日皆さんのほうにお配りをしております資料No.4の資料でございます。

三つのグループで共通していたテーマとしては、「高田駅周辺の整備と活性化について」、そしてもう一点、「空家対策と雁木の保存について」というところが三つのグループ全てで選ばれたテーマでございました。

先ずは、こちらの3グループ共通したテーマについて、できるところから取り組んでいかさせていただきたいと思います。具体的な取り組み内容や実施の時期につきましては、私たち正副会長のほうでこれから案を作らせていただきたいと思いますので、また、それができたら、皆さんのほうに協議をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(よしの声あり)

よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

なお、その他のテーマも含めて、各委員から個別に自主審議事項として提案していただくこともできます。提案を検討されている委員の方は、あらかじめ私ども、正副会長かセンターのほうへ御相談をいただければと思っております。

それでは、これで議題の(4)「高田区地域協議会 第3回懇談会の検証について」終了をさせていただきます。

続きまして、議題の5番「地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルールについて」入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

皆さん、資料の5番のほうを御覧いただきたいと思います。

前回は、四つの検証の(案)の中から、今後検証すべき事項は何かということについて協議をし、皆さんにお配りをいたしました資料の5番のとおり、3点の検証事項とすることが決定をいたしました。本日は時間もないことですので、この検証に当たっての考え方にに基づき協議を実施させていただき、この案件をルールの見直しに向けて、次回の継続協議とするかどうかについてのみお話し合いをさせていただきたいと思います。決定し、見直すとしたルールの具体的な内容につきましては、次回、今月の19日になりますが、次回の協議のときに話し合いをさせていただきたいと思います。

また、前回の協議会の際に、今後の検証に係る御意見、御提案について文書で提出をお願いいたしましたが、提出いただいた御意見についても記載してありますので、参考に御覧をいただきたいと思います。

それでは、上のほうから順番に進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ず、検証No.1「基本審査で不適合とした委員は、その理由を明らかにする必要がないか。」について、前回の協議会では賛否両論の意見が出されました。これを踏まえて、改めて御意見のある方は挙手の上、御発言をしていただきたいと思います。

どうぞ、御意見のある方。

はい、北川委員。

【北川委員】

確認なんですけど、基本審査の点数は、0点、1点、2点、3点、4点、5点。

【西山会長】

基本審査の点数は、昨年同様0点からということ。

【高野副会長】

1点から。

【西山会長】

あ、1点から。

【北川委員】

昨年は1点からなんですよね。

【西山会長】

去年は0点ありましたよね。

【高野副会長】

基本審査で駄目となれば0点。

【西山会長】

ああ基本審査で駄目となれば0点。

【北川委員】

最初の段階？

【橋本センター長】

いいですか。

【西山会長】

はい、センター。

【橋本センター長】

今、ちょっと整理をさせていただきますと、今年のご扱いなんですけれども、採

点は1点から5点までで変わりません。ただ、基本審査でもしこれが適合しないと
いった場合には、これはもう採点を行わないということですので。0から5点とい
うことではないです。その辺だけ、はい。

【北川委員】

分かりました。

【西山会長】

申し訳ありませんでした。私もちょっと説明があれで。

今の説明のとおりなんですけども、この件について御意見ある方。

はい、高野委員。

【高野 誠委員】

確かに、不適合という0点というのはかなり審査においては、非常にウエイトが
高い部分があるので、やっぱり不適合とするからにはそれなりの委員の意見という
ものがやっぱりコメント的に書いてもらう必要は私はあると思います。

ただ、それを提案者に対して、全て明らかにする必要はない。もし、提案者がど
うして駄目だった、不適合なんですかというふうに問い合わせがあった場合は、そ
の不適合にした理由をある程度、羅列的にその提案者に教えるというシステム、あ
れを作っていたきたいというふうに思っております。

【西山会長】

はい、他、ございますでしょうか。

じゃ、北川委員、浦壁委員の順番でまいります。

はい、北川委員。

【北川委員】

不適合により0点にするわけですから、その理由は単純に、その地域活動支援事
業の条件に合っていないからだけだと思んですけど。その理由というのは…。

【高野 誠委員】

ただ、いろんな項目があるわけでしょ。

【北川委員】

項目それぞれあるんですけど、それに全て合致してないからというような点。

その何が不適合だったかという理由を示すべきだということですかね、理由が必

要とされれば。

【西山会長】

皆さんが採点をされて全部集めてからくるので、途中で皆さんに、こういう理由が出てますということをお知らせができないんですよね。提出してからこちらでも把握するということもあり。

だから、採点が終了して全員が提出した時点で、それを書いたものがこちらにもくるとい、途中でみんなに公表するとか、そういうのはありませんし。はい、そういうような形になります。

浦壁委員。

【浦壁委員】

ちょっと、私もまた1年前のことを思い出したりして、ちょっと不正確なところもあるかも分からないんですが、この基本審査っていうものは、もうこれを私、基本審査というのはなくして、もう全部、点数制でやれば、もう明朗性、グレーの部分もなくてはっきりして、点数に、要するに到達しない方の団体とか、そのグループは結局点数に到達しなかったから、合格点にならなかったからというので、排除できると思うんですけど、この基本審査というのは、みんなとにかく上がってきたものを、全部あれ、いつもあがってきますよね。あれ全部、みんな応募があった分ですか、全部。

事務局とかで、こう何かしたりしないで。第一審査とかそういうの一切なくて、とにかく全部あれなんですか。

そうすると、私では基本、こんなんになって、何かグレーの部分が多いし、ちょっと私たちはそんな専門家じゃないわけですよ。それで点数で、共通一次とか学校の試験みたいに、点数ではっきり分かる、出る部分がほとんどないので。そうすると、いろんな、情実が入ったりいろんな、人間ですから、そういうふうなところでね、大きく左右されると本当に不公平になるの。だから、この基本審査っていうのを果たしてなくして、全部点数制にするとかというのは難しいんでしょうか。

【西山会長】

はい。

【橋本センター長】

私ども事務局のほうから、これまでの経緯についての説明なんですけれども、この今日の協議に至るまでに、今回、来年度からのルールをどういたしましょうかということで皆さんに御照会させていただいて、御意見をいただいたと。その結果としては、いわゆる、そもそも基本審査をなくしてしまおうという御意見はなかった。つまり、現行のそのルール、それにつきましては現行のルールのままできましようということで、それは先ず決まったわけでございます。その時点で。

ここにつきましては、それ以外の形でもって今出てきたことを今、協議させていただいているわけで、その議論というのは今日の段階ではすでに終わって、基本審査はとにかく継続しましょうという形から始まっておりますので、その辺はちょっと今またそれを引っ繰り返しちゃうと、また最初からという話になってしまう。その辺をちょっと整理いただければと思うんですけども。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

はい。

【高野副会長】

今言われたとおり、やはり、このゼロというのは大きなウエイトを占めるので、それならば、やはりそれなりの理由を書いて、相手から照会とかあったときに、どこが悪いんですかということで、それ慎重を期すために、やはりこの理由を書くと言いますか、こういうことがやっぱり必要ではないかということでこういうふうになったんですけど。

【西山会長】

はい、杉本委員。

【杉本委員】

ちょっと、資料を持ってきてないので、うろ覚えで申し訳ないんですが、元々は一番最初、それこそ、この地域活動支援事業が導入されたときの一番最初は、この基本審査というものは実はなかったんです。なかったというか、あったんだけど、独立した項目ではなかった。必要性だとか、公益性だとかというところの中に、この事業に合致しているかどうかというのが中に含まれてたんです。

それでね、そのとき私が、多分提案した内容だと思うんだけど、そういう項目の

中に、そもそもこの地域活動支援事業にふさわしいか、ふさわしくないかというのが中に含まれているというのは話がおかしいんじゃないのと。公益性があるかないかだとか、実現性があるかないかなんていう審議する以前の問題で、地域活動支援事業に合わない事業をいくら審査したってしょうがないんじゃないのという、こういう議論から始まっているんです。

それで、それじゃ、その部分は独立させて、前段に持ってって、ここでもってバツということになれば、もう下のほうはもう審査する必要がないじゃないかということで、ずっと続いてきている。だから、そうじゃなくてやっぱり、事業に合致しているかしてないかも含めて、どこかの必要性か何かのところの1項目にしてしまえばできないことはないんだけど、そうすると、公益性でもって、5点付けたけれども、必要性のところでもってこの事業は事業に合致してないという話になったら、何のために公益性に5点付けたのという話になっちゃう。だから、そもそも合わないのだったら、もう初めからはねる必要があるんじゃないかというのが発想の原点。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。

その代わり、今、杉本さんが言ったこと、私もそうだったんですけど、その代り、一人、二人の意見だったらあれなので、10人以上、半数以上の人と同じ意見だったらという、そういうあれも条件を付けてということですけども。

はい、他ございますでしょうか。

できましたら、こちらの件、次回までに。

【浦壁委員】

会長、ちょっと、いいですか。

【西山会長】

はい。

【浦壁委員】

今の件につきまして。そうしますと、皆さんに採用、合格したとか何とかって返事出しますよね、応募した人に。そのときは、基本審査の人にも出して、その点に到達しないで、排除された人にも、やっぱり、今回は採用されなかったという通知

を出すわけですよ。同じですよ。

そうすると、じゃ別に基本審査でね、こういうふうなので、あんたはもう0点でしたから駄目でしたとか、そういうふうなことは相手方には分からないわけですよ。要するに、私たちは、審査するほうは基本審査して、それであと、項目ごとに全部また点数入れていくけれど、その応募された方には、そういうふうな基本審査から始まって、いろんなこういう項目で点数付けられているという中身的なことは分からないわけですよ。

【西山会長】

採点表が基本的には公開になっています。ですので、採点表が公開になっているので、バツを付けた方が何人いるとか、その公益性だとか、将来的が何点入ったというのは、一般の方にも当然、目に入るという。

【浦壁委員】

項目ごとに全部。

【西山会長】

そうですね。

【浦壁委員】

みんな。合計点じゃなくてね。

【西山会長】

そうです。私は何点入れたかという、個人的に、西山が何点入れたかといのは出ないですけども、20人の方の合計点数で、何点入ったというのは採点表には出ますので。

【浦壁委員】

項目ごとにね、全部ね。はあはあ。

【西山会長】

そうですね、はい。

【浦壁委員】

そうすればね、はあ。

【西山会長】

いろんな意見出ましたけども、こちらのほうを、内容もあれなんですけども、で

きましたら、三役のほうから公開するのが目的で皆さんの意見を集めるというのではなくて、皆さんのそういう参考的な意見としてもいただければということも含めまして、書いていただければありがたいなというふうに、ちょっと話も出てましたので、お願いできればと思います。

それで、こちらの件、次回、一番最後に結果というところで書いてますが、次回継続協議を…

【森田係長】

会長さん、前回のこの話は付ける、付けないでいろいろな賛否両論の話もいただいていますし、今日もまたいただいたと思っているので、できればこの件に関しては、付けるか付けないか、今日結論を出していただいてもよろしいんじゃないかと思うのですが。

【西山会長】

はい。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちらの1番の基本審査で不適合とした委員の皆さんは、その理由を書いていただくような形で実施したいという意見のほう、賛成か、反対かということで決のほうを採らさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それでは、不適合とされた場合には、そちらの意見のほうを書いていただくということに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(8名挙手)

反対の方、お願いします。

(4名挙手)

白票の方、いらっしゃいますかね。

(2名挙手)

ありがとうございます。

それでは、賛成が8名、反対が4名、白票が2名ということで、こちらのほう、今年度の採択のルールの一つとして、その理由を私たちの審査ルールですけども、書いていただくということでさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、No.1のほうの検証というか、こちらのほうを終了させていただきます。

続きまして、2番に入らせていただきたいと思います。その前にお手洗い必要な方いらっしゃいますかね。もし、よろしければこのまま続けさせていただければと思いますが、8時にちょうどになりましたので。必要な方がいらっしゃれば、ちょっと5分お手洗い取りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

はい。それでは2番のほうに入らせていただきます。

続きまして、検証No.の2番「毎年同じ事業、同じ団体が連続して採択を受けることは、高田区の課題となるか。」につきまして入らせていただきます。これが課題になるかどうかを検証したいと思います。まず高田区として、これまでの御意見を整理すると、二つの意見になると思います。

一つ目は、連続的に採用された事業を制限しても、多くの事業を採択する必要があるかという点。二つ目は、提案団体の自立を進めるために、条件を制限する必要があるか、この二つの論点から入っていくのが良いと考えますが、この点について皆さんのほうから御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言なし)

よろしければ、ルールの具体的な見直しについては、次回協議をさせていただきたいと思います。なお、確認ですが、次回、継続協議事項とこちらのほう、今、出しましたのを含めまして、次回、継続協議として話をさせていただきたいと思います。この問題は、補助率の話が前回もそうなんですけど、補助率の話が出てきたり、その事業の内容がどこの部分で明確に、継続な事業なのか、違うのかという、いろんな観点から判断をする部分で難しい部分も携わってまいります。ですので、この問題は慎重な協議が必要と考えますので、次回は変更する場合に、どのような内容が考えられるのか。そして、実際にルールを変更しようとして、運用上、例えば継続されている団体ですとか、そうでない団体も含めて、運営上課題がないのか等も含めて検討させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(よしの声あり)

よろしいでしょうか

(よしの声あり)

それでは、よろしく願いいたします。以上で、検証の2番を終了させていただきます。

そして、最後に、検証の3番目「高田区として新規活動団体の参入を皆さんにすすめる取組みは必要か。」ということが出されました。こちらについてですが、具体的な取組みについて、これまでどうしてきたか、今後どうするかということだと思っております。御意見がありましたら、御発言をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。いかがでしょうか、こちらの件。

事務局、すいません。新規の団体が全く入ってきてないということではなくて、結構案件きてるんですね。どうでしょうか、そこら辺。募集の、毎年、はい。

【橋本センター長】

新規の団体入ってきております。特に今年は若干多くて、逆に何と言いますかね、皆さん食いつきと言いますか、募集期間の後半のほうに、比較的申し込んでいたところがございます、はい。

【西山会長】

ちょっと確認をさせていただいていたんですけれども。新しい事業の方が応募してきてないということではなくて、結構、毎年だいぶ増えてきて、なかなかちょっと採択に結びつかなかったもので、あれなんですけれども。

今回このところで書いてある、活動団体の参入というか、応募や何かについて、一生懸命PRをする取組はいろんな広報誌や何かも使ってしておりますし、この協議会でも新しい方に向けての説明会等も行っておりますし、団体は増えておりますので、その継続で、もちろんもうやらないということではなくて、それプラス何かいいことがあったらやるということで活動させていただく方向でいかがでしょうか。

更に余計にこういうのをいくつもまた別にやってもらいたいということがあるのでしたら、お出しいただければと思っておりますけれども。3月には説明会等もまたやる予定にしておりますし、そこら辺についての御意見をいただければと思います。

はい、浦壁委員。

【浦壁委員】

本当に分かりやすい情報提供が必要というのは、これ本当なのですが、やはり、あの書類、申請書というか、あの書類、申請書ですかね、あの書類書きますでしょ。あれがものすごく結構細かいし、普通の人だったらちょっと難しいと思うんですよ。普通と言ったら大変失礼ですけど。

それで例えば、そこに一つね、PRの情報提供をするときに、御希望の方は、お分かりにならない点はお気軽に事務局に相談してくださいとかというのを、事務局大変でしょうけど、是非ね、その姿勢、本当に相談にのってあげて、書き方とか、本当に実際やることはすごく、やっぱりみんな一生懸命だと思うんですが、ただあれを申請書というあの用紙にまとめるというのは、一般にちょっと書き慣れた人とか、行政に携わるとか、何かの人でないと、やはりすごく難しいところがある、書き方そのものが。いかにも役所的なのね。だから、もう事務局忙しくて大変でしょうけど、何でも御相談に応じますから、是非、お気軽に申し込んでくださいとか、何とかというのを、こっちからやっぱりちょっと声掛けというか、あれ、ただ書類だけ、チラシだけいつも同じような、決まったようなこの厚いのが書き方で、あの書き方もびっしり書いてあって、でもあのくらい必要かも分からないんですよ。お金もらうんだから。だから、あれはあれでいいんですが。やっぱり、あれを全部読みこなすという能力がちょっと慣れた人でも難しいと思う。だから、事務局のほうで、私たちが本当はそれに携わってすればいいんでしょうが、ちょっと委員としてそこまでちょっとなかなか難しいと思いますので、事務局さん、一年に一回、大きな大事業だと思って、是非、御協力いただけたらと思います。

【西山会長】

はい、すいません。ちょっと私のほうでも返答させて。

会長会議でも、フォーマットが難し過ぎるという話は当然出ています。それで、市のほうももう一回検討しますということで、今年、多分間に合わなかったんですけども、また検討していただけるということで、またお話もいただいて、変わるか、変わらないかは分からないんですけども、議題としてはあがっております。

そして、一般の方の出されたその文章が難しい、昨年も、一昨年も、ずっとセンターの方が、今、浦壁さんおっしゃられたんですけども、その前にきちんとだいた

一か月前からもう説明会のあれをしていただいていますし、センターも本当にもう休む時間ないぐらい皆さんの対応を、予約しないと駄目なぐらい皆さんやっぱり来られるので、説明していただいているので、それ継続ということではいかがでしょうか。本当にあの…

【浦壁委員】

そうですね、うん、本当に大変だと思いますけどね。

【西山会長】

更に、それ以上に必要だったら御意見出していただければと。

高野委員。

【高野 誠委員】

直接関係ないかもしれませんが、今まで各区とか高田もそうなんですけれども、いわゆるこういう活動支援事業に対して、ある程度のグループ分けというのは現在されているんですかね。活動内容とか、その申請に。一応、例えば、大枠で分類すると、大体10項目ぐらいのあれに分類されて、そういうのがある程度整理されているとかそういうことは、資料としてはない。活動支援事業をいろんな項目別に。

【西山会長】

福祉だとか、例えば、まちづくりだとか、教育だとかそういった感じですか。

【高野 誠委員】

そういう分類というのはされてない。

【橋本センター長】

私ども、市の全体としてですね、申請があったときにそれを全部まとめます。一定の一覧表にしてですね。その中でもって、例えば福祉ですとか、施設ですとか、そういう分類をそこでもってやっております。何件あったか等。

【高野 誠委員】

じゃ、分類ごとに、相談には一応乗れる体制にはあるということですよ。

【橋本センター長】

ただ、それは出てきた段階でもって、どういう形になるのかということで、私どもは別に分類ごとにということではなくて、皆さんが来られたときにいろいろ説明

をさせていただいて、また、それぞれ申請書を書く段階での今、話がありましたけれどもいろいろ御相談があったときには、一応、対応させていただいております。

【高野 誠委員】

はい。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

他、ございますでしょうか。

それでは、この件についても、前回も御意見をいただき、今回もこのようにご意見をいただいておりますし、先ほども話しましたが、インターネットですとか、市の広報誌ですとか、うちのまちづくりだよりもやっておりますし、また、説明会等も行うようにしておりますので、昨年同様のことで進めさせていただけばと考えておりますが。ちょっと、よろしければ、皆さんどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

はい。じゃ、こちらのほう、昨年同様あれさせて、取組みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【森田係長】

会長、すいません。一件ちょっとよろしいでしょうか。

【西山会長】

はい。

【森田係長】

すいません。事務局の担当者として、委員の皆様には是非、お願いしたいのですが、私たちが精一杯いろんな形で周知活動をやっているんですが、例えば委員の皆様の地域の中で、活動の中において、ちょっとそういう活動支援事業のことに興味を持っている、あるいは、こんなことやってみたいんだけどという事を御相談を受けられた場合、お気軽にこちらのセンターのほうに来ていただけるように、是非、委員の皆様からも周知お願いできればと思っております。来年度の提案がいろんな方からたくさん出てくるように、また、委員の皆様の御協力をお願いいたします。一言すいません、ありがとうございます。

【西山会長】

はい、今、森田さんのほうからお話がありましたが、どうぞ、周りでそういう活動されている方を出していただくのも新規参入の取組みの一つでございますので、どうぞ多くの方にお声掛けをしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、地域活動支援事業の変更のこちらの件ですが、1番は繰り返させていただきますが、一応審査の際、不適合とした場合にはその理由を明記していただくということ。

2番については、そのルールの内容については、次回継続協議をさせていただきます。

3番については、昨年同様の取組をしながら、今事務局の方からもお話がありましたが、私たちも個人的にも少しずつ広めていくということで、また良い方法がありましたら、御提案いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それでですね、次回この2番については、先程もいいましたけれども、いろんな内容の細かい部分について話をしないと、3月から募集が、実は説明会が始まりますので、さっきの話でちょっと補助率を例えばどうするとか、それをしないとか、いろんな部分の内容は、せめて2月の半ばぐらいまでにしないと間に合いませんので、御意見のある方、こうしたらいいという御意見とか、大変お忙しい時期だと思いますが、センターのほうに御意見をいただければと思います。

次回が19日とちょっと日にちがないんですけども、今月2回ありまして19日の日にできたら話をさせていただきたいと思いますので、できましたら、今週中。今週中というとあれですね、金曜日だから駄目ですね。来週の、申し訳ありません。来週の13日ぐらいまでにいただければありがたいなと思いますけども、よろしいですか。

【森田係長】

はい。もちろん、何かあれば事務局へ。

【西山会長】

いただければありがたいと思いますので、またそれを基に、私たちのほうでも素案みたいな形である程度ちょっと作ってみたいと思いますので、どうぞよろしくお

願いたします。

それでは、平成27年度の地域活動支援事業の変更、内容の変更についてを終了させていただきます。

それでは、5番の次第の5「事務連絡」に移らせていただきます。

【森田係長】

会長さん、報告事項、1件お願いします。

【西山会長】

申し訳ありません、報告事項。

報告事項「平成26年度地域活支援事業の変更について」、事務局のほうから願いたします。

【橋本センター長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、只今、青田川を愛する会の案件の変更申請の説明をしていただきました。

よろしいでしょうか。

はい、杉本委員。

【杉本委員】

いいですか。ちょっと教えてもらいたいのですが、「作品展示会・学習発表会」の金額が減ったわけですね。で、ただその中でね、資料作成費は、2万円×6か校分の12万円になるのは分かるんですけど、入賞者賞状額と賞品代が3万円から約6万円に倍に跳ね上がっているんですね。これはあれですか、当初予定していた賞状額だとか賞品と違うものをそのお渡ししたという意味ですか。それとも、入賞者数がその倍に増えたという意味なんですか。

【橋本センター長】

はい。私どもの申請にございましたのは、これは商品を変えたということではなくて、変更理由の中にありますけれども、優秀作品が非常に多かったと。本来であれば、仰せのとおり、審査員が当初の予定どおりずばっと切っちゃえばいいんですけども、大変、子どもたちの作品でもあるということで、優秀な作品を広めたいということで、いろいろ協議をした結果、当初の予定よりも対象者を増やして、商品を

できるだけ多くしたということで、その分の増額を若干、倍になりましたけれども、
させていただくという申請でございます。

【杉本委員】

多少というのであれば分かると思うんだけど、2倍になるというのは何かちょっとね、やり過ぎじゃないかなという気がするんだけど、単純に考えて。

【西山会長】

はい、よろしいでしょうか。

ちょっと待ってください。

北川委員、はい。

【北川委員】

優秀作品の予定の人数と、何人から何人なんですか。

【西山会長】

今ちょっと、事務局のほうで…。

浦壁さん、ちょっとお待ちください。

【浦壁委員】

はい。

【西山会長】

ちょっと先に、じゃ、浦壁さんのほうの質問に代えさせていただいて、その後、
北川さんのお答えでよろしいですか、はい。

【浦壁委員】

こういうふうに、当初もうちゃんと経費の見積もり出して、項目ごとにしてある
以上、主催者として当然ね、3万円の予算なら、いくら優秀者が多くてもこの枠に
はめるべきだと思うんです。ということは、たまたまここは、何か事業費のほう
が相当減額になっているから、結構みんなここで目を奪われて総体的にね、甘くな
っていると思うんですけど、こういうふうなことを認めてたら、これからどんどんね、
他の事業もあれもね、やっぱりこういうふうな支援事業の中身的に、当初予定して
いたよりもその項目が想定外だったとかいうので、変更とかね、そういうふうな通
知がやっぱりこれからどんどん出てくる可能性があると思う。だから、このとこ
ろははっきりと、その減らす分はそれは当然ね、掛からなかったものは返してもら

わなきゃいけないけど、当初こういうふうに項目ごとに経費の予算を立てた場合は、増額が認められないのは当たり前だと思うんですけど、ここにこういうふうを書くということ自体、ちょっとこれ認めたことになりますよね、これ倍ですもの。だから私はこれはおかしいと思います。

【橋本センター長】

おっしゃっていることは、確かにそのとおりだと思います。ただ、これも一つ両方のやっぱり御意見があり、私ども審査の中でですね、果たして当然、これを審査をさせていただいたんですけども。ただ、理由を聞きますと審査員の意向もあったということで、これがいいかどうかというのは、やはりそのどちらかというのは非常にこうはっきりそこで線を引くというのがなかなか難しいかなと。ある意味、これも仕方がない部分もちろんあるし、もちろんこれは当初から駄目だよというのも当然あると思いますので、その辺については、今回こういった形での結果になりましたけれども、また検討させていただきたいなと思っております。

ただ、この辺につきましては、それぞれ皆さんの中で、例えば子どもたちがですね、作品を出したときに、本当にこう何というか、形の中ではっきり切ったほうがいいのかどうか、その辺もまたこう御議論いただいた上でですね、ある意味、ここまで突っ込む必要があるのかどうかということもまたありますけれども、協議会としてもその考え方をちょっとお聞きしたいなと、事務局といたしましてはそんなことも考えておるところでございます。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

はい、北川さん、お願いいたします。

【森田係長】

実は、今回この青田川を愛する会のほうの実績報告を審査するに当たって、私もちょっと、そこはおっしゃるとおりいかなものかということでいろいろお話もお聞きしました。

今回、実は団体で特別賞という枠を新たに、当初予定されてなかったものを設けられています。というのは、今回の、当初のその表彰の中には入れていなかったんですが、その後の活動の中で、学校単位の取組みの中で、青田川を愛する会の趣旨

に沿った活動をされている、それが顕著にあって、その作品展を盛り上げるためにとても良かったという事例も出てきて、それで2件追加になっています。

あと、その当初1等、2等、3等ということでお一人ずつ見ていたものが、人数がちょっと増えたりとか、あとその佳作ということで見えていたものも、それもやはり数が増えたりということになっています。ですので、正式に、最初何件で見えていたものが最終的に、じゃ何件に増えたのかと言われますと、私もすいません、そこまでのきちんとした把握ができていなかったのは事実なんですけど、ただ、新たに増えたものとしては、その特別賞の学校単位の表彰を2件増やしたということと、佳作の方を相当数増やした。それから、3位の方を2人にした。1人だった予定の方を2人にしたというふうなことで、報告の表彰者の一覧もいただきながら受けております。

この特別賞のその学校というのが、やっぱり当初想定してなかったようですので、それも前後の活動をやる中で新たにそういうものも出てきたということで聞いております。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

今の説明、他いかがでしょうか。いろんな御意見等も出ましたので、また今後の参考にさせていただいて、また今後の対応に活かさせていただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。はい。

【北川委員】

まあ活動としてはですね、事業をやる中で、これぐらいの動きはありなのかなと思ってます。費目のその作品展示会・学習発表会の予算が17万円ですか。で、決算が9万7,981円で、細目で、その賞状と賞品代が3万円から約5万円になっているだけの話であって、その費目の中では、逆に減ってるんですね。だから、それぐらいはいいかなとも思います、私としては。

【西山会長】

はい。ありがとうございます。今、御意見もいただきましたが、本来はきっちりやらなければいけない部分もあると思いますので、またそのところはあれしていただいて、また、参考にさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

はい。ありがとうございました。

それでは、最後に、「事務連絡」のほうに入らせていただきます。事務局、お願いいたします。

【橋本センター長】

はい、それでは「事務連絡」をさせていただきます。

先ず、協議会の今後の日程でございますけれども、既に御案内済でございますが、1月につきましてはもう一回定例の協議会を追加させて、協議会がございます。1月19日月曜日開催予定ということでございます。

それと、先の話ですけれども、2月の協議会でございますが、これ諮問の関係で大変恐縮でございますが、定例の2月16日月曜日でございますけれども、一週間、これ前倒しをさせていただいて、2月9日月曜日でお願いをしたいと思います。これは追加ではございません。前倒しということで、あくまでも月1回ということでございますので。これにつきましても、一つよろしくお願いを、大変恐縮でございますけれどもお願いをいたしたいと思っております。時間につきましては、午後6時半から当会場で変わりませんので、よろしくお願いをいたします。

それから、3月に入りまして、これからまた担当グループの協議もありますけれども、御案内のとおり、3月4日水曜日、第4回の懇談会が午後6時半からミュゼ雪小町で開催の運びとなります。担当グループを中心に委員の自主運営による会議ということでございますので、一つ遺漏のないようよろしくお願いをいたします。

それと、協議会だよりでございますけれども、これも前回御案内をさせていただいておりますけれども、協議会だより1月15日号、通算20号になりますけれども、広報上越と併せて配布、発行の手配を終わっております。皆さんのお手元に届くかと思っておりますので、またいろんな機会を通じまして、こういったことも材料にしながら、地域の方々に協議会のご理解を図っていただければというふうに思っております。

それともう一点、「地域活動支援事業の事業結果の検証について」ということで、本日、お手元の資料に「平成26年度地域活動支援事業の事業結果概要書の送付と検証結果のとりまとめについて」をお配りをいたしております。5事業分でございます。

ます。この実施結果の実施団体に対する御意見につきまして、御覧のとおり、1月26日月曜日、正午必着でひとつお願いしたいと思います。いつものとおり任意提出でございますけれども、毎回、御意見が少ないということで、例えば、指摘するところだけではなくてですね、いいところ、あるいはアイデアなんかもありましたら、事務局のほうにお寄せいただければと思っております。事務連絡は以上でございます。

【西山会長】

今、事務局のほうから「事務連絡」をいただきました。

次回の第13回目の地域協議会は、予定どおり1月19日月曜日6時半からこちらの会場で行います。

第14回目の、当初でしたら定例の日がちで、2月16日6時半からこちらのほうで行う予定でしたが、案件の関係等もありまして、できましたら2月9日、一週間前の2月9日の月曜日6時半のほうで変更をさせていただきたいと思います。これは2月に2回やるということではなくて、16日が前のほうにくるということでございますので、今のところ2回やる予定はしておりませんし、そのためにずらすのではありませんので、御了承いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(よしの声あり)

お願いいたします。

あと、先ほどありましたが、懇談会のほう等、いろんな日程のほうも年度末ということできておりますが、大変だと思いますが御協力をよろしくお願いいたします。

また、検証のほうも、ここちょっとしばらくいろんな御意見をなかなかいただけないという部分もありますので、良い御意見をいただければ参加された各団体の励みになったり、今後の活動の参考になると思いますので、お気づきの点がありましたら、是非ほんの少しでも結構ですので、検証のほうお書きいただいて、事務局のほうに提出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題につきましては全て終了させていただきました。その他、皆様のほうから何かございますでしょうか。

(発言なし)

はい、以上をもちまして、本日の高田地区協議会のほうの第12回目の地域協議

会の会議を終了させていただきます。どうもお疲れ様でございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city. joetsu. lg. jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。